

県営畑地帯総合整備事業(担い手支援型)について

1. 目的

畑地帯における担い手の育成・強化を図るため、生産基盤の整備及び集落環境整備を総合的に行い、畑作物の生産振興及び畑作経営の改善・安定を図り、農業経営の安定化を目的に実施するものです。

2. 事業内容

以下の事業メニューから、地域の状況に合わせて事業内容を選択できます。ただし、(1)～(3)の基幹工種を1工種以上含む必要があります。

<事業メニュー>

農業基盤整備事業

- (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) 区画整理
- (4) 暗渠排水 (5) 土層改良 (6) 農用地造成 (7) 農地保全

3. 事業の採択要件等

① 面積要件

- ・ 受益面積が30ha以上であること。
- ・ 受益地全体の50%が畑地であること。

② 担い手要件

- ・ 計画における担い手が、事業完了時まで認定農業者等の要件を満たすこと。
(H25以前採択地区は高度経営体となり以下のいずれかを満たすこと。)

事業開始時に、すでに担い手集積率または受益農家数に占める担い手の割合が10%以上であること。

※担い手の農地集積においては、農地中間管理事業との連携が図られていること

4. 補助率

- ・ 国50%、県25%

県営畑地帯総合整備事業(担い手育成型)について

1. 目的

畑地帯における担い手の育成・強化を図るため、生産基盤の整備及び集落環境整備を総合的に行い、畑作物の生産振興及び畑作経営の改善・安定を図り、安定した農業経営対を育成するために実施するものです。

2. 事業内容

以下の事業メニューから、地域の状況に合わせて事業内容を選択できます。ただし、(1)～(3)の基幹工種を1工種以上含む必要があります。

<事業メニュー>

農業基盤整備事業

- (1)農業用排水施設整備 (2)農道整備 (3)区画整理
(4)暗渠排水 (5)土層改良 (6)農用地造成 (7)農地保全

3. 事業の採択要件等

① 面積要件

- ・受益面積が20ha以上であること(ただし、中山間地域は10ha以上)。
- ・受益地全体の50%が畑地であること。

② 担い手要件

- ・計画における担い手が、事業完了時まで認定農業者等の要件を満たすこと。
- ・事業完了時に次のいずれかを満たす計画であること。

認定農業者数の全戸数に占める割合が、関係団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る

a. 目標以上になること。

b. 認定農業者数が30%以上増加すること。

③ 集積要件・・・事業完了時において、以下を達成すること。

- ・担い手の農地利用集積率(利用集積面積/受益面積)が一定以上増加すること。(各工種ごと)
20%未満 → 30%以上へ 55%～90% → 5%以上引き上げ
20%～50% → 10%以上引き上げ 90%～95% → 95%以上
50%～55% → 60%以上 95%以上 → シェア引き上げ

※ 担い手の農地集積においては、農地中間管理事業との連携が図られていること

4. 補助率

- ・国50%(六法指定地域等:55%)、県25%